国家公務員制度改革推進本部
労使関係制度検討委員会
（第１７回）

平成２１年１２月１５日（火）

１７：００～１７：２５

内閣府本府庁舎地下１階講堂

○今野座長　それでは、時間ですので始めたいと思います。第17回労使関係制度検討委員会を開催いたします。

本日は、諏訪委員、岸井委員がご欠席でございます。

議事に従って進めてまいりたいと思います。

本日は、報告書の取りまとめに向けた最後の議論をしていただきたいと思っております。

前回の委員会で報告書の素案に対するご意見をいただきました。具体的な修正箇所を確認したことを受けて、本日は案の形でお示ししております。具体的な修正内容については駒﨑参事官から説明をしていただいて、議論をしたいと思います。

よろしくお願いします。

○駒﨑事務局参事官　承知しました。

それでは資料をお願いいたします。まず、修正箇所をご説明させていただきます。

資料のまず１ページをごらんください。

下の半分のところですが、「報告書の構成」というところでございます。「第１章は」と始まる第１パラグラフについて、その２行目、「ワーキンググループ報告）」の後に「内容」という文言を追加しております。

それから、「２章は」から始まる次の２つ目のパラグラフについて、そこの１行目の最後のところから、前回の資料では「検討内容について紹介している」という表現でありましたが、そこは「検討内容について概要を取りまとめている」と修正をしております。

それから、その下の「第３章では」と始まる３つ目のパラグラフのところでございますが、まずそこの１行目、最後のところ、前回の資料では「三つ示している」という表現でしたが、「三つ例示している」と修正をしております。

それから、２行目のところですが、前回の資料では「それぞれ優劣があるわけではなく」という表現でありましたが、そこのところを「それぞれ別の観点から整理したものであり」と修正をしております。

それから、その次の行でありますが、前回の資料では「いずれかの案を推奨するものではない」という表現でありましたが、「いずれか一つの案を」と修正をしております。

それから、その下の４行目でございます。前回の資料では「三つに絞ったものではない」という表現でありましたが、そのところを「三つに絞ったものではなく、幅を持たせて考えることが適当である」と修正をしております。

なお、この３章の部分の修正につきましては、このページのほかに第３章の冒頭のところとそれから「終わりに」というところにも同様の記述がございますので、そこも同様の修正をしております。

続きまして、92ページをお願いいたします。

92ページの５の「第三者機関のあり方」のところの１つ目のポツであります。前回の資料では「労使交渉が過度に政治化しないためには、第三者機関が一定の役割を果たすことも必要である」という記述でございましたが、そこを少しわかりやすく、いただいたご意

見の中から少し文言を加えて整理をしております。「公務におけるこれまでの仕組みにおいては、政治的中立について配慮されており、任用が中心ではあるが交渉過程についても同様な配慮が必要である。過度に政治性を意識しないで、円滑に交渉できるようにするためには、第三者機関が一定の役割を果たすことも必要である」と、このように修正をしております。

続きまして、94ページをお願いいたします。

３行目から始まります２つ目のパラグラフのところですが、２つ目のパラグラフの２行目の後ろのほうでございます。「資するためには」の後に「各論点を、何を交渉するか、どのように交渉するか、どう決定するか、という観点で分類した上で」と文言を加えております。わかりやすくするという観点でこのように文言を加えております。

同じ94ページの中ほど、「モデルケース作成の考え方」というところの２つ目のパラグラフの３行目のところでございます。前回の資料では「労使合意を最大限尊重するモデルケース」という記述でありましたが、「最大限」を削除しております。

続きまして、99ページをお願いいたします。

下から２段目の欄でありますが、「当局に協議の応諾義務がある事項」というところのパターンⅡとパターンⅢの記述でございます。両方「なし」、「なし」とありまして、前回の資料ではその後に米印でそれぞれ注釈がございましたが、その注釈の内容はカットしております。

続きまして、101ページをお願いいたします。

４のところで「参考指標の調査と公表・意見表明」のところですが、そのパターンⅡのところでございます。前回の資料では「第三者機関が、参考指標の調査・公表を実施する。意見表明は実施しない」という表現でありましたが、そこを修正いたしまして、「第三者機関が、労使が参考にできるように民間の労働条件について簡易な調査・公表を実施する。意見表明は実施しない」というふうに修正をしております。

続きまして、102ページをお願いいたします。

一番下の欄、「労使関係の透明性の向上」のところでありますが、そこのパターンⅡとパターンⅢでございます。最初の１つ目のポツですけれども、前回の資料では１つ目のポツの３行目の頭のところ、「公表を義務付け」とありましたが、そこを「公表は義務付け」に修正をしております。

それから、同じ○の６行目のところでございますが、前回の資料では「労働側の氏名の掲載は代表者、発言者、全員のいずれか」という表現でありましたところを、今回の資料では、まずパターンⅡにつきましては、「労働側は代表者等の氏名を掲載」と、それからパターンⅢにおきましては、「労働側は発言者又は全員の氏名を掲載」と修正をしております。

続きまして、103ページをお願いいたします。

「地方公共団体の交渉システム」のところでございますが、その表題のすぐ下に（＊）

で注書きをしております。前回の資料はこの注書きは枠の外に書いてございましたが、それをコンパクトにして欄の中に入れております。

それから、その下のところで、「地方公共団体を超えた交渉権限の一元化の可否」の欄ですけれども、点線の中で、前回の資料ではパターンⅠとパターンⅡを共通で同じ表現にしておりましたが、性質が違うと、内容が違うということで、点線で分けまして、パターンⅠとパターンⅡ、表現を変えております。

それから、同じページの６の「不当労働行為救済」のパターンⅢのところでございます。前回の資料では「現行制度でも基本的には対応可能だが、足りない部分については現行制度の拡充で措置する」という表現でありましたが、最初の頭書きのところをカットしております。

続きまして、106ページをお願いいたします。

「苦情処理」のパターンⅢのところで上から５行目のところ、前回の資料では「当局のみで任意で実施」とありましたところを、「当局の責任で」と修正をしております。

続きまして、124ページをお願いいたします。

124ページの「終わりに」というところで、上から５つ目のパラグラフのところ、「加えて」から始まるパラグラフのところですけれども、そこの２行目、前回の資料では「十分に検討すべきである」という表現でありましたが、「十分に検討するとともに、国民に分かりやすく示すべきである」と修正をしております。

修正の箇所は以上でございます。

○今野座長　ありがとうございました。

それでは、修正箇所について、これでよろしゅうございますでしょうか。

○森永委員　お願いいたします。

前回もご指摘といいますかお話をさせていただいたところの参考指標の調査と公表、意見表明のパターンⅡのところであります。101ページの４のパターンⅡ。前回、こちらのほう側からも意見を申し上げさせていただいて、ワーキンググループでの議論の経過も踏まえて、座長でこのような形でご修正ということで、本日ご提案をいただいているものだと理解をしておりますけれども、イメージとして第三者機関がどういったものなのか。これは第三者機関なり使用者機関が今後詳細な検討をしていくということを終わりの部分でもその必要性については触れております。ただし、ここは第三者機関というもののパターンⅡ、Ⅲそれぞれありますので、そうしたイメージ的なものを座長のほうであれば、それをお聞かせいただきたいという部分と、「簡易な調査」というその「簡易な」というところの表現ぶりを加筆いただいているところですけれども、現行行われているようなものではなく、例えば各省あるいは各庁でこの種の労働条件に関するものの調査というのはやっぱりあるわけでして、イメージ的にその「簡易な」というのは、内容的なものももちろんあるでしょうし、毎回やるのかとかそういった面もあるでしょうから、このパターンⅡの部分の修正をいただいたところのイメージを座長のほうからご披露いただければなと思い

ます。
　以上です。
○今野座長　今２つありました。１つは第三者機関についてですけれども、これは公的な第三者機関を考えているのですが、どこかの特定機関を考えているということではありません。ですから、それは制度の詳細設計のときに考えていただければよい。その辺はワーキンググループでの議論でもそのようなことだったと思います。ですから、何をイメージしているかというと、何もイメージしていない、そういうことになりますね。
　それともう一つは、「簡易な」という表現について。これも、いろんな方法が考えられると思うので、これは詳細設計をするときに考えていただければいいのですが、例えば調査対象を現行より少なくするという方法もあるでしょうし、調査項目を減らすという方法もあるでしょうし、あるいは何年かに１度にするという方法もあるでしょうし、それはいろんな方法があると思いますが、現行よりかは簡易な方法でやればよいのではないかという意味でここでは「簡易な」という表現を使っております。
　よろしいですか。
○森永委員　はい。
○今野座長　ほかにはございますでしょうか。
　どうぞ。
○山本委員　今の部分ですけれども、この第三者機関はこのためだけに新たに設置するということも想定していらっしゃるのでしょうか。
○今野座長　それも考えていない。もしかしたら、既存の何かをベースにして何かするということもあるかもしれませんし、新しい機関かもしれませんし、それはここでは特定化をしていないと私はこの案をつくっているときには考えています。そういうことも含めて特定の機関は想定をしていない、ここの第三者機関はそのように考えています。
　いかがですか。余り答えになっていないのかもしれないですけれども。ですから、つまり第三者機関についてはどうするかという仕事については詳細設計するときにちゃんと考えてくれということで、何らかの公的な第三者機関がやればよいのではないかと考えているということです。
　それでは、ほかに何かございますか。
　はい、どうぞ。
○稲継委員　102ページについて、自律的な労使関係を措置するためには、やはり労使ともの最終的な使用者である国民に開かれた労使関係であることが必要だと思うわけですけれども、前回、交渉過程そのものも公表するということが必要ではないかと申し上げました。今回、文言が一部、第Ⅱパターン、第Ⅲパターンで「公表は義務付け」ということ、前回「公表を義務付け」だったのが「公表は義務付け」となっております。これを反対解釈しますと、労使交渉のプロセスも当然労使合意によって公表して構わないんだと、そういうことを読み取ってよいのかどうか、最終的に確認させていただきたいと思います。

○今野座長　これは前回も言いましたけれども、ここについてはあくまでも、前回「公表を」でしたけれども、ボトムラインだったので、そこから先は労使が合意をすれば、プロセスを公表するということもあるかもしれませんけれども、違う方法もいろいろあるかもしれないので、その辺は労使が相談をされて合意されればやってくださいと前回も申しましたので、今もそれは変わりません。そのような意味を少し強く出そうかなと思って、「公表は」とさせていただきました。

ほかにございますでしょうか。

それでは、この内容で委員会の報告書として了承していただくということでよろしゅうございますか。

どうぞ。

○山本委員　101ページについて、先ほどの第三者機関が云々という記述がございますよね。これは労使協議を排除するものではないですよね。

○今野座長　ちょっと意味がよくわからない。

○山本委員　例えば、「労使協議を踏まえ、第三者機関が」という表現にすることは許容範囲ですよね。いや、表現を変えろとは言いません、もう。

○今野座長　これは、あくまでも労使が参考にできるような調査・公表をするですから。ですから、それを参考にして、そこから先、労使協議をするというのは全然構わないですけれども。言っている意味がよくわからなかったのですが。

○山本委員　例えば、この文章の頭に「労使協議を踏まえ、第三者機関が、労使が参考にできるように民間の労働条件について簡易な」等々ということも否定はされていないわけですよね。

○今野座長　労使協議をして、つまりどのような中身の労使協議を考えていらっしゃるかですけれども。

○山本委員　つまり、第三者機関が交渉をするに当たっては、第三者機関が何らかの形で簡易な調査・公表をしますと。これは義務づけですと。しかし、第三者機関としてどこにどういうような調査をしてもらいましょうかということを例えばあらかじめ労使が協議することは、ねばならないのではなくて、除外はされていないという理解でよろしいんでしょうか。

○今野座長　これは、先ほどの話ですけれども、制度の詳細設計のときにどうするかですけれども、詳細設計のときに例えばこんな項目にしたらいいとかあるいは何年間に１度やったらいいとかという、いろんな細かいことを決めておかないと調査はできませんよね。そのときに、当然労側の意見は聞くことにはなるのではないですかね。それを労使協議と言われるとなかなか困るけれども、それは当然意見を聞かれて詳細設計はするのではないでしょうか。

○山本委員　座長を初め、ワーキンググループの皆さんが大変熱心にご議論をいただいたことについて改めて感謝したいと思います。この検討委員会の場で座長がご説明していた

だいたこと、特にパターンⅡにかかわって説明いただいたことについては、よく理解したつもりです。しかし、納得をしたかと言われると、必ずしも納得し切れてはいない部分が少なからずあります。ただし、こうした形で最終的におまとめをしようということであれば、私どもはまとめることに賛成をしたいと思います。

○今野座長　ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは、この内容で委員会の報告書として了承していただくということにさせていただきます。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、この内容で報告書をまとめます。その報告書については私から国家公務員制度改革推進本部の副本部長である仙谷公務員制度改革担当大臣にお渡しすることにしたいと思います。

ありがとうございました。

終わりですが、最後に一言感謝を申し上げたいと思います。この委員会、全部で17回ですか。何回にもわたって長時間議論をしていただきまして、議事にご協力していただきまして、大変ありがとうございます。

座長としては、いろいろそれぞれご不満はあると思いますが、なかなかよい報告書ができたのではないかということで自画自賛をしております。これから仙谷大臣にお渡しすることになりますが、政府のほうではこの報告書を大いに参考にして今後の対応を図っていただければと思いますので、お渡しするときにはその旨はぜひともお伝えしたいと思っております。

それと、陰の労働者のワーキンググループの方たちも大変尽力をしていただきました。ここでもお話ししたと思いますが、ワーキンググループの最終回がバタバタとして、何のお礼もしなかったものですから、この場をお借りしてワーキンググループの方たちにも深く感謝を申し上げたいと思います。

それでは、これで今日の会議は終わりたいと思います。

ありがとうございました。

これからブリーフィングはいつものとおりいたします。

―以　上―